

標準報酬月額の上限・下限などが変更

平成 19 年 4 月から医療保険法が改正されました。その改正内容についてご紹介します。

「傷病手当金」「出産手当金」が引き上げに

従来は、病気やけが、出産のため仕事を休んでいた場合、「傷病手当金」「出産手当金」が標準報酬日額の 60% が支給されていましたが、平成 19 年 4 月からは標準報酬日額の 3 分の 2 相当額へ引き上げられています。

★任意継続被保険者、退職した人には
傷病手当金・出産手当金が支給廃止に
平成 19 年 4 月以降、任意継続被保険者につい

ては傷病手当金・出産手当金が廃止となっています。また、1 年以上の被保険者期間がある退職者の資格喪失後（＝退職後）6 ヶ月以内の出産についても、平成 19 年 4 月以降、廃止となっています。

ただし任意継続被保険者・退職した人で、平成 19 年 3 月 31 日現在、傷病手当金・出産手当金を受けていた人・受給の要件を満たしていた人は給付が受けられます。

70 歳未満の人の入院時医療費負担が高額療養費の自己負担限度額までとなっています

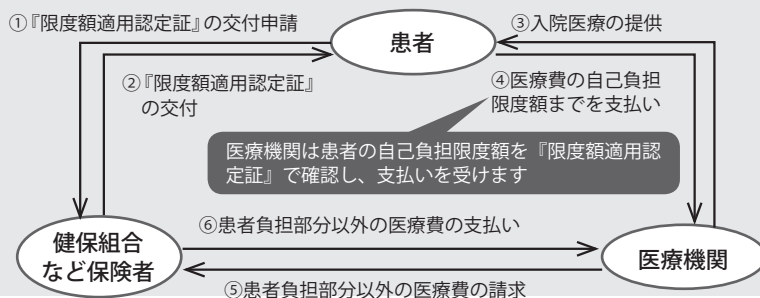
70 歳未満の人が入院して医療費が高額になったとき、従来は一定額（自己負担限度額）を超えた場合は、後日、高額療養費として支給されるしくみになっていました。

平成 19 年 4 月からは、入院医療費の医療機関での支払いは「高額療養費の自己負担限度額」までですむようになっています。

★限度額の認定証が必要です

自己負担限度額には所得に応じた複数の区分があるため、医療機関窓口での支払いを自己負担限度額までですませるには、『限度額適用認定証』を健保組合から交付してもらい、その認定証を医療機関に提示することが必要です。

■自己負担限度額を超えたときの窓口負担のしくみ （70 歳未満の人が入院した場合）



標準報酬月額の上限と下限が拡大されました

従来、標準報酬月額は第 1 級（9 万 8,000 円）から第 39 級（98 万円）の等級に区分されていましたが、平成 19 年 4 月からは上限・下限が 4 等級

ずつ拡大され、第 1 級が 5 万 8,000 円、第 47 級は 121 万円になっています。

標準賞与額が年間 540 万円に

標準賞与額の上限は、従来、1 回あたり 200 万円となっていたのですが、平成 19 年 4 月からは、

賞与の年間（4 月～3 月）の累計額で 540 万円に変更となりました。